

市税の納め忘れはありませんか？

問収納課 ☎(55)7121

市税は市民の皆さんの生活に必要な行政サービスを行う財源であり、所得や資産の状況に応じて、公平に負担していただくものです。納期限を過ぎても市税を納付していない場合は、早急に納めてください。

Q: 市税を納め忘れて納期限が過ぎてしまいました。このまま放置しているとどうなりますか？

A: ①納期限の翌日から延滞金が加算されます。②納期限後20日以内に督促状を送付します。③そのまま滞納した状態が続くと、財産の差押えを行い、滞納している市税に充てる手続きを進めます。

差押えの状況

令和4年度	66件
財産の内訳	預貯金・給与 ・生命保険などの 債権、不動産など
実績(収入)	約828万円

病氣、事業の休廃止、失業などのやむを得ない理由で、一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

「あいち森と緑づくり税」の延長について
— 愛知県からのお知らせ —

愛知県では、2009年度から「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、「あいち森と緑づくり事業」に取り組んでおり、現在、2019年度からの10年計画である第二期事業計画に基づき実施しております。

この事業の財源としまして、県民の皆様や企業の方々に「あいち森と緑づくり税」を2023年度までの課税期間でご負担いただいておりますが、この度、県内の森と緑の状況や、これまでにいただいた事業に対する意見、要望などを踏まえ、この事業を後半5年間も計画どおり推進することとし、「あいち森と緑づくり税」についても2028年度まで5年間延長することとしました。

▶「あいち森と緑づくり事業」の概要／

「あいち森と緑づくり税」を活用し、環境保全や防災性の向上など様々な働きで私たちの快適な暮らしを支えてくれている森と緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくために、①森林の整備、②里山林の保全、③都市緑化の推進、④環境活動・学習の支援などの事業を進めています。

▶「あいち森と緑づくり税」の概要／

個人県民税(住民税)の納税義務者の方には、2009年度分から均等割に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には、2009年4月1日以降開始する事業年度分から均等割の5%(年額1千円～4万円)を、「あいち森と緑づくり税」として、それぞれ加算してご負担いただいております。

▶お問い合わせ先／

「あいち森と緑づくり税」に関すること… 愛知県西尾張県税事務所 ☎0586(45)3169(直通)

「あいち森と緑づくり事業」のうち、問い合わせ先は以下のとおりです。

- 森林・里山林に関すること …… 愛知県農林基盤局林務部森林保全課
森と緑づくり推進室 ☎052(954)6455(直通)
- 都市の緑に関すること …… 愛知県都市・交通局都市基盤部
公園緑地課 ☎052(954)6526(直通)
- 環境活動・学習に関すること … 愛知県環境局環境政策部
環境活動推進課 ☎052(954)6241(直通)
- 木材利用に関すること …… 愛知県農林基盤局林務部林務課
あいちの木活用推進室 ☎052(954)6445(直通)